



永合位行・鈴木純著 『現代社会と経済倫理』

平手, 賢治

(Citation)

国民経済雑誌, 220(5):89-96

(Issue Date)

2019-11-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0041920>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041920>



永合位行・鈴木純著『現代社会と経済倫理』

平 手 賢 治

国民経済雑誌 第220巻 第5号 抜刷

2019年11月

書 評

永合位行・鈴木純著『現代社会と経済倫理』

有斐閣，2018年，xii+234ページ

平 手 賢 治^a

1 はじめに——本書の特徴と系譜——

本書は，経済倫理学に関する教科書の決定版である。本書の教科書としての特徴は，初学者でも読み進めることができるわかりやすさを追求した点である（i～ii）。そのため，本書は，①現実問題の中から倫理学や経済学の基礎理論を説き，②各章のテーマを明確にするためにタイトルを問いかけの形にするなどの工夫がなされている。これらの教育的配慮は徹底され，学生にとっても非常にわかりやすく，講義担当者にとっても極めて使いやすい，非常に優れた教科書となっている。

しかしながら，本書は，通り一遍の論点に触れて終わる単なる教科書ではない。一定の立場から一貫して説かれた，重厚な教科書でもある。もちろん，一定の立場とは，五百旗頭真治郎先生に始まり野尻武敏先生などに継受されてきた伝統的自然法論と呼ばれる系譜である（永合 2016 p.202，小林 2017参照）。このことは，非常に有益な「読書案内」（219～21），「参考文献」（222～8）を一瞥すれば，明らかであろう。

2 本書の内容

本書の内容を紹介しよう。なお，著者によって，「本書の概要」（10～3），各章末尾の「おわりに」（33，49～50，67～8，82～3，98～9，117～8，136，153～4，172～3，191～2，208～9），「終章」（212～7）において，その内容が端的にまとめられている。

2.1 本書の主題と全体構造

「序章 経済倫理を通して何を学ぶのか？」では，本書の主題及び本書の全体構成が示される。まずは，倫理と経済の意味を確定することから始まり，経済倫理を人間が社会的な関わりの中で行う経済活動にあたって，社会の一員として守るべきルールであるとする（5）。

a 岐阜協立大学経営学部，hirate@gku.ac.jp

次に、現代社会の枠組みを明らかにし、社会全体としての財・サービスの生産や分配の仕組み（経済体制）を分析する意義が明らかにされる（6）。そして、経済倫理を学ぶことを通じて、①経営者、労働者、消費者として日々の経済活動においてどのような行動を取るべきか、②市場経済の枠組みそれ自体について考え、市場はいかにあるべきか、③市場経済の問題に対して、政府や非営利組織がどのような役割を果たすべきなのか、を考えるとする（8～10）。

2.2 組織（企業、非営利組織）のあり方について

「第1章 企業の利益追求は経済倫理と矛盾するのか？」では、2000年代以降の企業不祥事を取り上げ、企業の利益追求と経済倫理の遵守とが相反した場合、企業の第一の目的が利益追求にあるため、経済倫理が軽んじられ、企業不祥事が生じるとする（22）。しかし、利益追求と経済倫理は必ずしも対立するものではない。企業の利益追求活動によって、市場全体としてみれば、社会的によりよい結果がもたらされるとの考えもあり（28）、また、経済倫理に従って行動をとることが長期的には企業にとって利益を増やすことになるとの考えもある（30）とし、それぞれの見解が批判的に検討される（32）。

「第2章 企業にはいま何が求められているのか？」においては、企業の社会的責任の問題を通じて、今日求められている企業のあり方が論じられる（35）。企業は、良き企業市民として、社会貢献活動に取り組むことが求められているとし、義務論に触れながら、企業の社会的責任として経済的責任、法的責任にとどまらず、道徳的責任をも果たすことが求められているとする（38～40）。そして、企業のあり方として、①企業を株主の所有物と見るストックホルダー重視型（42～3）と、②企業を広く社会との関わりの中で存続することができる存在と見るステークホルダー重視型（43～7）とがあり、ステークホルダー重視型が受け入れられているとする（45）。そして、企業管理のあり方として、企業統治、法令遵守、価値共有の3つの考え方が示される（47～9）。

「第3章 非営利組織はどのような役割を期待されているのか？」では、今日のNPO（非営利組織）の役割の高まりに注目し、NPOのあり方が論じられる。まず、NPOは、特定の誰かの利益を直接に高めるのではなく、社会をよりよいものにするという公益を追求する組織であることが強調される（53）。次に、特定非営利活動促進法成立の背景には、福祉供給の全体構想として、供給主体の多様性を重視し、政府と個人との間に、様々な中間組織を組み入れようとする考え方が広まっていったことを指摘する（59）。そして、NPOには、①市場の失敗を補完する機能、②政府の失敗を補完する機能、③組織の利益ではなく、サービスそのものに関心を持っている人々が組織運営に参画する傾向があることが指摘される（60～4）。そして、NPOの活動を外部の視点で、多様な観点から評価することが極めて重要であるとされる（64～7）。

2.3 労働のあり方について

「第4章 企業にとって労働者はどのような存在なのか？」では、正社員から非正社員への転換、派遣切り、長時間労働と過労死・過労自殺といった問題が扱われる(70~5)。それらは、企業が労働者を単なる生産手段であるとみなした結果である(76)。しかし、労働者を手段としてのみ扱ってはならない。労働者は、企業にとっての生産手段である以上に、人間の尊厳を有するものである。本書は、義務論を根拠に以上の点を指摘する(77~9)。

「第5章 労働者にとって労働はどれほど大切なものなのか？」においては、そもそも、労働には、①経済的な価値だけでなく、②社会的な価値、③文化創造的な価値、④自己実現の価値があることを明らかにする(87~8)。しかし、労働がもっとも価値ある活動というわけではない。労働中心主義(86)が蔓延る労働社会の下では、長時間労働を受け入れる企業文化が形成され、労働以外の活動が軽視され、労働が非人間化し、消費主義が進展してしまう(88~91)。これらの弊害を克服するためには、ワーク・ライフ・バランスの実現、労働時間の短縮と弾力化、ディーセント・ワークの実現、自由時間の見直しなどの取り組みが必要であると指摘される(92~8)。

2.4 消費のあり方について

「第6章 いま求められる消費のあり方とはどのようなものか？」では、まず、人々が、より多くの満足を得るために、所得を用いて財・サービスを購入し、消費水準をひたすら高めることを求める消費主義と、消費主義に席卷された消費社会の存在が指摘される(101~2)。確かに、消費社会では、消費者ニーズに合った財・サービスを生産しようとするため、消費者主権が実現される(103)。しかしながら、そもそも、消費社会は、消費を拡大しようとする消費者と生産を拡大しようとする生産者との結びつきの結果生まれたものである。そこで、消費者には、消費の外部性、環境問題の深刻化、消費の過激化、社会的関心の希薄化などの問題(105~11)に対して社会的責任意識をもった倫理的な消費行動(倫理的消費)が求められることを指摘する(112)。具体的には、消費者運動、社会貢献活動への支援、自然環境への配慮がなされなければならないとされる(113~5)。

2.5 市場の機能と配分のあり方について

「第7章 市場はどのように評価されるのか？」において、まず、市場の機能が整理される。すなわち、市場には、①資源配分の効率性の達成、経済のダイナミックな発展と成長、公正な分配の実現といった経済的機能、②消費者主権の実現、経済的勢力の分散といった市場の経済社会的機能、③形式上の平等を実現するとともに、自由と自己責任という社会倫理的価値を実現し、各人の自律的な態度を育てる社会倫理的機能があることが指摘される

(121~5)。次に、市場の失敗、競争の不足、市場の不安定性、市場での分配の限界、市場での価値評価の限界といった、市場の限界が示される(126~33)。そして、市場の限界を克服するためには、市場を支える倫理規範の存在が重要であると指摘される(134)。

「第8章 分配はどのようにあるべきなのか?」においては、相対的貧困、賃金格差などの日本の所得分配の現状が示される(138~43)。次に、所得分配の公正原則として、貢献原則が触れられ、長期的資産格差の登場、貢献能力の無い者の所得分配からの排除、社会の分断など、貢献原則についての問題点が指摘される。そこで、貢献原則だけでなく、必要原則も取り入れ、公正な所得分配が実現されるべきとする(144~7)。かかる考えは、功利主義、ロールズの正義論からも是認されるものである(148~51)が、センの潜在能力論の如く、所得の再分配だけでなく、各人にとって価値ある人生を全うすることを可能にする選択肢(健康や教育などの様々な面での支援)の拡大が必要であるとする(152~3)。

2.6 政府・経済体制のあり方について

「第9章 福祉国家はなぜ必要とされたのか?」では、福祉国家誕生から現在に至る歴史的経緯が述べられる。まず、近代自然権思想の影響の下に成立した資本主義は、労働問題や恐慌の周期的発生により、その限界が認識され(156~9)、その限界を克服するために、福祉国家が登場したとされる。すなわち、福祉国家体制とは、自由を保障する枠組みとして市場経済を堅持しながら、完全雇用達成を目標に、国家による総需要管理政策を実行する修正資本主義体制であると位置づけられる(164~7)。しかし、1970年代に入ると、福祉国家体制は、国家財政の急速な悪化により、危機に陥る。その結果、政府の役割の拡大を否定的にみる新自由主義が脚光をあびるが、2008年の金融危機を契機に、新自由主義もその信頼を失いつつあるとする(170~1)。

「第10章 福祉国家は何を行うのか?」では、福祉国家の政策目標である国民生活の向上と安定に対する、4つの具体的政策(①経済成長の促進のための政策(175~9)、②所得・資産の公正な分配のための政策(179~80)、③雇用の確保と経済の安定のための政策(181~6)、④個々人の生活の保障と安定のための社会保障政策(186~90))についての政策課題と具体的手段が詳細に説明される。そして、福祉国家の最終的な目的は、個々の政策の実現ではなく、何らかの望ましい経済社会の実現であるとし、その意味では、その国固有の総合的な政策構想が必要であるとする(191)。

「第11章 福祉国家はなぜ維持不可能なのか?」では、①福祉国家の財政悪化による財政健全化の動き(194~6)、②大量生産・大量消費・大量廃棄の経済成長至上主義の経済から地球環境への負荷が少ない持続可能な経済への転換(196~8)、③少子高齢化による人口構造の変化に起因する社会保障制度の限界(198~202)、④物の豊かさから心の豊かさへの価

値観の変化（202～5）が、福祉国家の維持を困難にしているとする。そして、以上の①～④の課題に対して明確なビジョンを提示する経済体制の構想が必要であるとする（209）。

2.7 経済倫理学を学ぶ意義について

「終章 経済倫理学を学ぶことはなぜ大切なのか？」では、経済倫理学を学ぶことは、①自己利益のみの追求ではなく、他者への配慮と思いやりという観点から（214）、経済主体としての個人の「生き方」や組織の「あり方」を問い直すことであり、そして、②自由や平等の意味にまで踏み込んで（217）、経済社会全体の「あり方」を深く考えていくことであるとする。従って、経済倫理学を学ぶ目的は、「みなさん自身の人生を、またみなさんの生きているこの経済社会をよりよいものにするため」であると、本書は締めくくられる（218）。

3 本書の評価

3.1 本書の基本的立場——伝統的自然法論——

本書は、絶妙のバランス感覚を駆使して書かれた、経済倫理学についての非常に優れた教科書である。しかしながら、本書は、そのバランスのよさの故に、対象とする読者（特に初学者）には、著者の基本的立場（伝統的自然法論）を把握することが難しくなっている。そこで、読者の便宜を図るため、伝統的自然法論の概要を示しておこう。

伝統的自然法論とは、古くはプラトン及びアリストテレスに遡り、トマス・アクィナスによって発展せられた思惟である。自然法を原理的に分析し、そして、自然法原理に基づいて社会秩序を構想する学問領域といってもよい。伝統的自然法論においては、自然法とは善を追求する自然的理性の働きである。そして、自然的理性の働きは、神律の分有によって万人に備わっている。神律の分有によって、人は、神の似姿として、最高善たる神に根本的に方向づけられる。このことによって、万人は尊厳あるものとなる（人格の尊厳の原理）。さらに、伝統的自然法論において、社会は、各人自らが追求する善に向かって（究極的には最高善たる神に向かって）自己の人格の完成を成し遂げるための社会生活の諸条件の総体（共同善）を実現するために存在すると考える（共同善の原理）。しかし、人は、人格の尊厳を有する自律的な存在である。そこで、一次的には、各人の自由と責任において自己の人格の完成を全うすることが必要となる。それ故、共同善は、あくまでも補完的な地位を占める（補完性の原理）。さらに、補完性を特徴づけるものに、共同体への参画がある（参画の原理）。人は、共同善を実現するために、自由にそして責任をもって、他者とともに、他者のために、公的な役割を果たす使命を負っている。従って、参画の原理は、他者との交わりを求める社会的本性に由来する連帯性によって支えられている（連帯性の原理）（永合 2016 pp. 129～37 参照）。

3.2 法哲学的観点（伝統的自然法論）からの疑問

本書は、以上のような伝統的自然法論からの執筆によるものである。しかし、伝統的自然法論の立場から、違和感をもった点が若干ながら存在する。第1は、法についての説明である(2~3)。確かに、法学における通説的な説明がなされている。しかし、ここにおいて、自然法を説明すれば、読者は本書の立場をより容易に理解できたのではないか。第2に、人格の尊厳を説明する際に、カントを用いて説明がなされている(77~8)。しかしながら、伝統的自然法論の立場から説明してもよかったのではないのか(永合 2016 pp. 131~3 参照)。カント的な捉え方の故か、自由の捉え方、自己決定(人格的自律)の捉え方も(217~8)、神に向けられた自律ではなく、神の如き強い自律を想定する義務論的な捉え方(自己決定権重視型)になっているように感じられた。第3に、本書は、功利主義(23~6, 148~9)、義務論(41, 77, 79)などの近代個人主義的な倫理学(永合 2016 p. 202 参照)に触れてはいるが、伝統的自然法論の立場である、功利主義と義務論に分断される以前の伝統的な倫理学の立場(Rhonheimer 1994, Luño 1996)には全く触れてはいない。第4に、伝統的自然法論の立場からすれば、労働を苦役と捉えるプロテスタント的な見方から、労働を日常生活における聖性の追求とみるカトリック的な見方(Rhonheimer 2009)への転換が述べられてもよかったのではないか。第5に、伝統的自然法論の立場からすると、社会秩序の「細胞」であり、人としての交わりの原初形態である家族の問題(山田 2015参照)が、中間組織の重要性を説く本書において全く触れられておらず、それどころか、家族秩序に異を唱える個人主義的動きが一方的に取り上げられているのではないか(82)。第6に、著者は、福祉国家構想に取って代わるものとして、ナスなどの影響を受けた「最小社会国家の構想」を唱えるが、完全社会たる国家による「援助」を依然として重視する(永合 2016 p. 205)。しかしながら、国家による援助を期待する立場は、近代の絶対的な王権神授説に由来するものであり、アリストテレス-トマス主義よりもたらされたものではない。そして、共同善は、「援助」ではなく、あくまでも「社会生活の諸条件の総体」つまり「制度」の定立・保障である。その意味で、「愛の制度的な道」(教皇ベネディクト16世 2011 p. 13)を志向するキリスト教自由尊重主義の立場こそが(Rhonheimer 2013)、伝統的自然法論に最も親和的であるのではないか。著者と同じ伝統的自然法論に立脚する者として、以上の点について疑問を感じた。

3.3 経営学的観点からの疑問

次に、原理的ではなく、現実からの疑問あるいは経営学的観点からの疑問である。IT革命により、市場競争は促進されると当初考えられていた。しかし、IT産業は、先に多数を掌握した方が勝負を決するというネットワーク外部性の高い産業である。そのため、実際には、GAFA(Google, Amazon.com, Facebook, Apple Inc.)による寡占・独占状態が出現した。

当初言われたフラットな社会とは逆の現象が生まれた。そのような状況の中で、本書でも言及された AI (artificial intelligence) が登場する (97)。GAFA による寡占・独占はより一層進む。なぜなら、AI の帰趨を決するのは、ディープ・ラーニングであるが、ディープ・ラーニングにはビッグ・データが必要である。ビッグ・データを得られる企業は、GAFA 等のほんの僅かの企業だからである。GAFA は、さらに強くなる。もはや国家以上の存在である。国家を凌ぐ企業が現れている。さらには、ビッグ・データを得やすいのは GAFA だけではない。国家である。しかも、国家の中でも、市場を基軸とした分権化された自由主義国家ではなく、データ収集に長けた中国などの集権化された監視国家である。新たな形態の計画経済、否、国家秩序が登場したのかもしれない。

本書は、このような点に関する問題意識はあまりない。それは、本書が、歴史的考察も含めた組織 (国家、会社、企業) それ自体の問題 (リーダーシップ、マネジメントの重要性なども含む) を論じる視点を欠いたためではなかろうか。その背景にあるのは、国家を完全社会と捉える考え方があるからではなかろうか。アリストテレスは、現実の世界では、かつての教え児アレクサンドロスが着々とポリスの殻を打破し、世界帝国を建設しつつあったにもかかわらず、ポリスに固執した (アリストテレス 1961 p. 325, 446 参照)。現在の国民国家に固執することは、ポリスに固執したかつてのアリストテレスの姿と重なるのは評者だけであろうか。今必要なのは、ポリティカ (Politica) ではなく、コーポレティカ (Corporetica) なのではなかろうか。

4 おわりに

以上の点は、本書に対する根底的な疑問ではない。あくまでも、本書を読み、思考が深められ、その中で浮上してきた疑問である。従って、本書の欠点ではない。むしろ、本書が良書であることの証である。因みに、評者は、昨年度 (2018年度) 担当の講義「ビジネス倫理」の教科書は本書を指定した。学生たちにも非常に好意的に受け入れられた。本年度 (2019年度) の教科書も本書以外には考えられない。

参考文献

- Angel Rodríguez Luño (1996), “«Veritatis splendor» un anno dopo. Appunti per un bilancio (II),” *«Acta Philosophica»* V, pp. 47-75.
- Martin Rhonheimer (1994), *La prospettiva della morale. Fondamenti dell'etica filosofica*, Armando, Roma.
- Martin Rhonheimer (2009), *Changing the World. The Timeliness of Opus Dei*. Scepter Press, New York.
- Martin Rhonheimer (2013), *The Common Good of Constitutional Democracy: Essays in Political Philosophy and on Catholic Social Doctrine*, Catholic University of America Press, Washington D.C.
- アリストテレス (山本光雄訳) (1961) 『政治学』岩波文庫。

- 小林甲一（2017）「書評 永合位行『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興——ドイツ語圏における展開——』」『国民経済雑誌』第215巻第3号，pp. 77～81。
- 鈴木純（2014）『経済システムの多元性と組織』勁草書房。
- 永合位行（2016）『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興——ドイツ語圏における展開——』勁草書房。
- 永合位行（2019）「『現代社会と経済倫理』の刊行に寄せて」『書齋の窓』第662号，pp. 68～72。
- ベネディクト16世（マイケル・シーゲル訳）（2011）『回勅真理に根ざした愛』カトリック中央協議会。
- 山田秀（2015）「家族，国家，共同善——経験科学と自然法論の架橋の試み——」『熊本法学』135号，pp. 1～99。